平成２４年（フ）第２３０７号
愛知県津島市天王通り６丁目66番地２　サンパーク津島601号
債務者　大野　勝司
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙木　美咲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７２３号
兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目23番２号メゾン・ド・パルテール302号
債務者　池口　猛彦
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　靖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２０５５号
愛知県東海市名和町寅新田40番地の１　フェアライズ小島１－Ｂ
債務者　輿　　忠
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月５日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２４４号
名古屋市緑区黒沢台５丁目908番地の３　コーポ黒沢台５－205号
債務者　石崎　　功
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上松健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２５０号
名古屋市緑区鳴海町字細根84番地の４　鳴海201－402号、従前の住所名古屋市南区白雲町146番地
債務者　服部　隆司
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪野　公夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月５日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７９７号
愛知県小牧市堀の内４丁目78番地１　城見ハイツ２－202号
債務者　加藤　利昭
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三枝　祐一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月６日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７５８号
北九州市小倉北区足立３丁目１番29－701号
債務者　岩森　若菜
1　決定年月日時　平成24年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６１０号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番１－402号、前住所神戸市北区有野町唐櫃575番地の１
債務者　竹田　　功
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月７日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６９８号
大阪府豊中市東豊中町６丁目３番２－105号、前住所大阪府豊中市東豊中町６丁目11番９－103号
債務者　難波　宏延
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳山　育弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１２５１号
札幌市北区新琴似６条10丁目２番16号
債務者　堀野　幸夫
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大崎　康二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４３９号
金沢市本江町１番７号　グランディールⅡ401号、従前の住所金沢市福増町北1211番地
債務者　山岸　尚紀
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中出　健作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２３７号
釧路市緑ケ岡３丁目１番７号
債務者　山本　祥造
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木涼太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１４５７１号
東京都品川区西五反田３丁目８－１
債務者　木下　篤郎
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　幹晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３４号
長野市松代町岩野758番地の３
債務者　酒井　邦幸
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶌　実香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８７号
岐阜県羽島市足近町北宿418番地４
債務者　堀内　直子（旧姓味岡）
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　千鶴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月５日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２５３号
愛知県岡崎市井内町字下堤21番地２　オークスＳ　Ｂ－102、前住所愛知県岡崎市庄司田２丁目13番地18　アンジェリーク202
債務者　加藤　義章
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３３２号
函館市若松町38番11号
債務者　谷口伊左男
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
函館地方裁判所